

耕縁白豊

NO.67 西畑亮一

今夏、激しく暑かったその反動のせいなのか・・・安くて美味しい食べ物でもゆっくり楽しめたかった実りの秋をスッ飛ばして、貧しい懐具合ももう既に寒々と

真冬のように感じる 11 月の私です。低空飛行中であると現況を報告すると、由美子さんからはそうであればこそ「弱肉強食」な人間世界の現実がよく見えて良いかもと教えてもらいました。そうですね、考えてみればやたらと高く飛ぶよりも低空飛行を続ける方が高度なテクニックを要しますよね。庶民の味方のようなご高説とは裏腹にテレビに出るなどして大金を稼ぐだけの人たちよりは、少なくとも私なりの当事者意識を持って現代社会の有様を感じ取れているのではないかと思います。一方で、低空なままだと卑屈になってしまうこともあるので、過度に現実とかけ離れない程度で自尊感情を保持し、どれも貴重な出会いに感謝しながら明日への希望はしっかり抱いておきたいと思いました。

さて、そんな感慨の中、先月の考えを深めるためさらに脱線が続けようかと思っていたのですが、別の脱線を試みよという声が聴こえる事件が 10 月 7 日(事件は今年 9 月 3 日に発生)、マスコミ各社で報道されました。これも脱線とは言え、今年 1 月からの体験談に関係する話や 2010 年 3 月 31 日の山田悦子さんの「国家無答責」につながる話です。その事件とは、大阪府警東警察署刑事課の 34 歳の警部補と 31 歳の巡査部長が、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」(平成 20 年 4 月 3 日国家公安委員会規則第 4 号)に触れる任意の取り調べを行った可能性があるというものです。報道では、やんわりと「触れる」とか「可能性」としてありますが、ど真ん中のストライクゾーンであるまじき不正な行為があったことは間違いないでしょう。テレビでその報道を見て、流された現場の生々しい録音を聴いた人たちからは、「ある意味、とても怖い」とか、「ドラマみたいや」とか、「恐ろしい現実。実際はこうなんや」とか、いろんな意見を聴きました。

私は、翌 8 日夕方 5 時のテレビでその事件を扱った報道番組を見ることができました。一庶民でしかない私の経験や情報は限られていますが、いわゆる暴力団と警察は紙一重だという噂が一部事実ではないかと思えるような内容でした。来月 21 日で 1 年経ちますが、私が似たような体験者として言うならば、警察官の言動はまったくそのとおりでした。番組では、録音された現場の音声が続り返し流され、その警察官 2 人が刑事告訴されたと伝えていました。皆が言っていたとおり現場で録音された音声の中には、「殴るぞ、お前、警察なめたらアカンぞ、ごらッ」とか、「脅しやないぞ」とか、「お前の人生を滅茶苦茶にしたるぞ」と恐ろしい勢いで警察官が恫喝しており、実際に地方公務員がそのようなことを実行すると言っているわけで、本人は脅し以上だと認めているから、法令等々を厳守すべき立場の人間が、公務中に、自らそれを破る犯行予告を「自供」しているわけです。これなら自白の強要ではなく立派に証拠採用されるでしょう。また、IC レコーダーの中のゴミ箱入っただけで録音が残って良かったんですが、これは彼らにとって都合の悪い録音を消去させようとしたもので、明らかに証拠隠滅行為になると思います。これじゃ全面可視化に反対するわけで、取り調べられる側に回った大阪地検の検察官が自らの取り調べにつき録音録画を要求するというのも気味が悪いくらい領けますね。やはり、あつてはならないことが起こっているわけです。

私の場合、当然、あのようなことに遭遇するとは微塵も思っていないし、メモ帳もレコーダーも持っていなかったの、メモも録音もしていません。仮に持っていたとしても、小心者にそんな余裕はなくメモを取ることも録音することもできなかったでしょう。ここはいったいどこなんだと思うほど、その異様に圧倒されてほとんど言われるままでしたから。今回の被害者のような対応が少しでもできていれば良かったとは思いますが、それには準備が必要です。それがあっても証拠は掴めるけれども心身に受けるダメージは想像以上に大きいと言わざるを得ません。実際には彼らの一連の手口がそのままわかったし、何ら主張することなく意に沿わないことばかりでとてもとても悔しいのですが、心的な外傷以外殴られることもなく最短時間で解放され、悔し紛れに結果良しと考えるようにしています。



昨今の流出流行のインターネット上で、愛媛県警捜査 1 課の警部のパソコンから流出したとされる「自白強要マニュアル」なる怖いものを見つけたのです。あくまでもネット上のものであるという点を十分踏まえなければなりません、これもなるほどと思うものばかりでした。これは、取り調べる警察官の心構えを説いたものですが、このような心算で取り調べようとしているならば、たとえ冤罪であってもそうでなくても、任意であってもそうでなくても、完全に取り調べられる側の人

権は職権乱用によって無視されることになると思います。そして、恐ろしいことに、私の体験や今回の報道から、あるとすればそのようなマニュアルを使って練習しているのではないかと容易に想像できるのです。